

感 薬 第 773 号
令和4年10月31日

新潟県医師会長 様
郡市医師会長 様
病 院 長 様

新潟県福祉保健部長

新潟県感染症発生動向調査事業実施要綱の一部改正について（通知）

感染症対策の推進について、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。
この度、本要綱を別紙のとおり一部改正しましたのでお知らせします。
主な改正点は下記のとおりです。
なお、郡市医師会におかれましては、貴会員に周知してくださるようお願いいたします。

記

- 1 感染症発生動向調査等における実施方法の改正
- 2 その他所要の改正

担当：感染症対策・薬務課感染症対策係 吉原
電話 025-280-5200

新潟県感染症発生動向調査事業実施要綱

第1 目的

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第3章に基づく感染症発生動向調査事業実施要綱（平成11年3月19日付け健医発第458号厚生省保健医療局長通知）（以下、「国要綱」という。）に準じて、新潟県における感染症の発生動向の把握と分析及びその結果の県民や医療関係者への迅速な提供、公開等を実施するため、本要綱を定める。

第2 対象感染症

本事業の対象とする感染症は次のとおりとする。

- 1 国要綱において対象とする感染症
- 2 新潟県感染症サーベイランス委員会が必要と認める感染症

第3 実施主体

実施主体は、新潟県（以下「県」という。）とする。なお、県は、県内全域の感染症の予防対策を図るため、新潟市と連携して本事業を実施するものとする。

第4 実施体制

1 新潟県感染症情報センター

県が所管する保健所（以下「県保健所」という。）管内における患者情報、疑似症情報及び病原体情報（検査情報を含む、以下同じ。）を収集、分析し、国の設置する中央感染症情報センターに報告することとして、県福祉保健部感染症対策・薬務課（以下「感染症対策・薬務課」という。）内に設置する。

新潟県感染症情報センター（以下「県感染症情報センター」という。）長は感染症対策・薬務課長とし、感染症対策・薬務課職員と新潟県保健環境科学研究所（以下「保健環境科学研究所」という。）職員から構成する。

また、県保健所が法第15条に基づき実施する積極的疫学調査（以下「積極的疫学調査」という。）について、適切に実施されるよう、助言、協力を行う。

2 新潟県基幹感染症情報センター

新潟市感染症情報センターと連携し、県内全域における患者情報、疑似症情報及び病原体情報を収集、管理、集計、解析し、県保健所、新潟市感染症情報センター、新潟県医師会等関係機関及び県民へ情報提供することとして、県感染症情報センターがその役割を兼ねるものとする。

3 感染症対策・薬務課

県感染症情報センターを運営するとともに、本事業を円滑に推進するため関係機関との必要な調整を行う。

4 指定届出機関及び指定提出機関（定点）

- (1) 感染症対策・薬務課は、定点把握対象の五類感染症について、患者情報、疑似症情報を収集するため、指定届出機関として患者定点及び疑似症定点をあらかじめ選定する。
- (2) 感染症対策・薬務課は、定点把握の五類感染症について、患者の検体又は当該感染症の病原体を収集するため、病原体定点をあらかじめ選定する。なお、法施行規則第7条の2に規定する五類感染症については、指定提出機関として病原体定点を指定する。

5 県保健所

積極的疫学調査を適切に実施し必要に応じ検体を収集するとともに、管内の感染症情報の収集、感染症発生動向調査システムによる届出内容の入力、情報の提供及び管理を行う。

6 保健環境科学研究所

病原体定点医療機関から収集された検体や、保健所が実施する積極的疫学調査等において収集された検体について、検査施設における病原体等検査の業務管理要領に従って病原体の検査・解析を行うとともに、感染症情報センターの業務の一部として、病原体情報を併せた疫学的解析・評価、技術的な情報の提供・助言等を行う。

7 新潟県感染症サーベイランス委員会

県内全域における感染症情報の収集・分析に関して、効果的・効率的な運用を図るため、小児科、内科、眼科、皮膚科、泌尿器科、微生物学、疫学、獣医学等の専門家、保健所、保健環境科学研究所、新潟市衛生環境研究所の代表及び地域の医師会の代表等からなる新潟県感染症サーベイランス委員会を置く。同委員会の事務局は感染症対策・薬務課及び新潟市保健所保健管理課とする。

第5 事業の実施

1 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症の発生動向調査

(1) 調査単位及び実施方法

ア 診断した医師

一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症を届出基準等通知に基づき診断した場合は、直ちに最寄りの保健所に国の定める様式を用いて届出を行う。当該届出は、感染症サーベイランスシステムへの入力により行うことを基本とするが、感染症サーベイランスシステムの入力環境がない場合には、最寄りの県保健所が定める方法により行って差し支えない。

イ 検体等を所持している医療機関等

保健所等から当該患者の病原体検査のための検体等の提供について、依頼又は命令を受けた場合にあっては、検体等について、検査票（別紙様式）を添付して提供する。

ウ 県保健所

- ① 当該届出を受けた県保健所は、直ちに、届出内容の確認を行うとともに、当該届出が感染症サーベイランスシステムの入力環境がない医師からの届出である場合には、直ちに感染症サーベイランスシステムに届出内容を入力する。また、病原体検査が必要と判断した場合は、検体等を所持している医療機関等に対して、病原体検査のための検体等の提供について、検査票を添付して依頼等するものとする。なお、病原体検査の必要性の判断及び実施等について、必要に応じて保健環境科学研究所と協議する。
- ② 県保健所は、検体等の提供を受けた場合は、検査票を添付して保健環境科学研究所へ検査を依頼する。
- ③ 県保健所は、届出を受けた感染症に係る発生状況、接触者等を把握し、市町村、指定届出機関、指定提出機関、その他の関係医療機関、医師会、教育委員会等の関係機関に発生状況等を提供し連携を図る。

エ 保健環境科学研究所

- ① 保健環境科学研究所は、検査票及び検体又は病原体情報が送付された場合にあっては、検査施設における病原体等検査の業務管理要領に基づいて当該検体を検査し、その結果を、県保健所を経由して診断した医師に通知し、県保健所、感染症対策・薬務課及び県感染症情報センターに送付するとともに、検査情報を直ちに中央感染症情報センターに報告する。
- ② 検査のうち、保健環境科学研究所において実施することが困難なものについては、必要に応じて他の都道府県等又は国立感染症研究所に検査を依頼する。
- ③ 保健環境科学研究所は、患者が一類感染症と診断されている場合、又は都道府県域を超えた感染症の集団発生等緊急の場合及び国から提出を求められた場合は、検体等を国立感染症研究所に送付する。
- ④ 保健環境科学研究所は、疫学的な解析を実施するため、型別等を実施する。また、全国的な疫学的解析が必要な場合は、国立感染症研究所に型別情報や検体を

提供する。

オ 県感染症情報センター

県感染症情報センターは、県保健所管内の患者情報について、県保健所等からの情報の入力があり次第、登録情報の確認を行う。

また、県保健所内の患者情報及び病原体情報を収集、分析するとともに、その結果を週報（月単位の場合は月報）等として公表される県内の情報、全国情報と併せて、保健所等の関係機関に提供・公開する。

カ 基幹感染症情報センター

基幹感染症情報センターは、県内全域の患者情報及び病原体情報を収集、分析するとともに、その結果を週報（月単位の場合は月報）等として公表される全国情報と併せて、市感染症情報センター等の関係機関に提供・公開する。

キ 感染症対策・薬務課

感染症対策・薬務課は、県感染症情報センターとして収集、分析した患者情報及び病原体情報を感染症対策に利用し、関係機関との連携・調整を行う。

なお、緊急の場合及び国から対応を求められた場合においては、直接必要な情報を収集するとともに、国及び他の都道府県等とも連携の上、迅速な対応を行う。

2 全数把握対象の五類感染症の発生動向調査

(1) 調査単位及び実施方法

ア 診断した医師

五類感染症（全数）の患者を診断した医師は、診断後7日以内（侵襲性髄膜炎菌感染症、麻しん及び風しんの患者を診断した場合は直ちに）に最寄りの保健所に届出を行う。当該届出は、感染症サーベイランスシステムへの入力により行うことを基本とするが、感染症サーベイランスシステムの入力環境がない場合には、最寄りの保健所が定める方法により行って差し支えない。

イ 検体等を所持している医療機関等

保健所等から、当該患者の病原体検査のために検体等の提供について依頼を受けた場合にあつては、保健所に協力し、別記様式の検査票を添付して提供する。

ウ 県保健所

① 当該届出を受けた県保健所は、直ちに届出内容の確認を行うとともに、当該届出が感染症サーベイランスシステムの入力環境がない医師からの届出である場合には、直ちに感染症サーベイランスシステムに届出内容を入力する。また、保健所は、病原体検査が必要と判断した場合は、検体等を所持している医療機関等に対して、病原体検査のための検体等の提供について、検査票を添付して依頼等するものとする。なお、病原体検査の必要性の判断及び実施等について、必要に応じて保健環境科学研究所と協議する。

- ② 保健所は、検体等の提供を受けた場合には、検査票を添付して保健環境科学研究所へ検査を依頼する。
- ③ 県保健所は、届出を受けた感染症に係る発生状況、接触者等を把握し、市町村、指定届出機関、指定提出機その他の関係医療機関、医師会、教育委員会等の関係機関に発生状況等を提供し連携を図る。

エ 保健環境科学研究所

- ① 保健環境科学研究所は、検査票及び検体又は病原体情報が送付された場合にあっては、検査施設における病原体等検査の業務管理要領に基づいて当該検体を検査し、その結果を、県保健所を経由して診断した医師に通知し、県保健所、感染症対策・薬務課及び県感染症情報センター等と情報共有するとともに、検査情報を直ちに中央感染症情報センターに報告する。
- ② 検査のうち、保健環境科学研究所において実施することが困難なものについては、必要に応じて他の都道府県等又は国立感染症研究所に検査を依頼する。
- ③ 保健環境科学研究所は、都道府県域を超えた感染症の集団発生等緊急の場合及び国から提出を求められた場合は、検体等を国立感染症研究所に送付する。
- ④ 保健環境科学研究所は、疫学的な解析を実施するため、型別等を実施する。また、全国的な疫学的解析が必要な場合は、国立感染症研究所に型別情報や検体を提供する。

オ 県感染症情報センター

県感染症情報センターは、県保健所内の患者情報について、県保健所等からの情報の入力があり次第、登録情報の確認を行う。

また、県保健所内の患者情報及び病原体情報を収集、分析するとともに、その結果を週報（月単位の場合は月報）等として公表される県内情報、全国情報と併せて、保健所等の関係機関に提供・公開する。

カ 基幹感染症情報センター

県基幹感染症情報センターは、県内全域の患者情報及び病原体情報を収集、分析するとともに、その結果を週報（月単位の場合は月報）等として公表される全国情報と併せて、市感染症情報センター等の関係機関に提供・公開する。

キ 感染症対策・薬務課

感染症対策・薬務課は、県感染症情報センターとして収集、分析した患者情報及び病原体情報を感染症対策に利用し、関係機関との連携・調整を行う。

なお、緊急の場合及び国から対応を求められた場合においては、直接必要な情報を収集するとともに、国及び他の都道府県等とも連携の上、迅速な対応を行う。

3 定点把握の五類感染症の発生動向調査

(1) 対象とする感染症の状態

各々の定点把握対象の五類感染症について、国の定める報告基準を参考とし、当該疾病の患者と診断される場合とする。

(2) 定点の選定

感染症対策・薬務課は、国要綱に定める選定基準に準じて、患者定点及び病原体定点を、地域的な偏りが無いように配慮して選定する。

また、県独自の定点を追加設置する場合は、新潟県感染症サーベイランス委員会の助言を踏まえ設置し、それぞれ以下のとおり管理する。

ア 患者定点

国の基準に基づいて設定した定点からの情報は感染症発生動向調査システムに入力し、独自定点の情報は感染症発生動向調査システムに入力せず集計を別に行う。

イ 病原体定点

国の基準を超える定点を設定した場合であっても、検出情報は国の基準に基づいて設定した定点からの情報と同様に取扱い、感染症発生動向調査システムへ入力する。

(3) 調査単位等

調査単位等は、国要綱に準じる。

(4) 実施方法

ア 患者定点

患者定点として選定された医療機関は、速やかな情報提供を図る趣旨から、国の定める報告基準により、国要綱に定める調査単位の期間の診療時における患者発生状況を報告する。当該届出は、感染症サーベイランスシステムへの入力により行うことを基本とするが、感染症サーベイランスシステムの入力環境がない場合には、最寄りの保健所が定める方法により行って差し支えない。

イ 病原体定点

- ① 病原体定点として選定された医療機関は、国要綱に定める調査単位及びその期間ごとの採取数を参考に、別に定める「感染症発生動向調査等における病原体検査にかかる検体採取指針」を参考に、微生物学的検査のために検体を採取する。
- ② 病原体定点で採取された検体は、検査票を添えて、速やかに、県保健所を經由し保健環境科学研究所へ送付する。

ウ 県保健所

- ① 届出を受けた県保健所は、直ちに届出内容の確認を行うとともに、感染症サーベイランスシステムの入力環境がない医療機関からの届出である場合には、患者定点から得られた患者情報が週単位の場合は調査対象の週の翌週の火曜日までに、月単位の場合は調査対象月の翌月の3日までに、感染症サーベイランスシステムに入力するものとする。また、対象感染症についての集団発生その他特記

すべき情報についても感染症対策・薬務課及び県感染症情報センターへ報告する。

- ② 県保健所は、検体の提供を受けた場合は、検査票を添えて保健環境科学研究所に検査を依頼する。
- ③ 県保健所は、定点把握の対象の五類感染症の発生状況等を把握し、市町村、感染症指定医療機関その他の関係医療機関、医師会、教育委員会等の関係機関に発生状況等を提供し連携を図る。

エ 保健環境科学研究所

- ① 保健環境科学研究所は、検査票及び検体が送付された場合にあっては、検査施設における病原体等検査の業務管理指針に基づいて当該検体を検査し、その結果を病原体情報として病原体定点及びその管轄の県保健所に通知し、感染症対策・薬務課及び県感染症情報センターに送付するとともに、検査情報を直ちに中央感染症情報センターに報告する。
- ② 病原体定点からの検体の収集数が少ない場合は、必要に応じて県保健所、医療機関に対して検体の収集を要請する。
- ③ 検査のうち、保健環境科学研究所において実施することが困難なものについては、必要に応じて国立感染症研究所に検査を依頼する。
- ④ 保健環境科学研究所は、都道府県域を超えた集団発生等緊急の場合にあっては、検体を国立感染症研究所に送付する。
- ⑤ 病原体定点以外の医療機関から検体の検査を依頼された場合は、患者の重篤性や検査の必要性に応じて、可能な限り実施する。

オ 県感染症情報センター

県感染症情報センターは、県保健所内の患者情報について、県保健所等からの情報の入力があり次第、登録情報の確認を行う。

また、県保健所管内の患者情報及び病原体情報を収集、分析するとともに、その結果を週報（月単位の場合は月報）等として公表される県内情報、全国情報と併せて、保健所等の関係機関に提供・公開する。

カ 基幹感染症情報センター

新潟県基幹感染症情報センターは、県内全域の患者情報及び病原体情報を収集、分析するとともに、その結果を週報（月単位の場合は月報）等として公表される全国情報と併せて、県感染症情報センター、市感染症情報センター等の関係機関に提供・公開する。

キ 感染症対策・薬務課

感染症対策・薬務課は、検査票をもって保健環境科学研究所から送付された病原体情報について、直ちに中央感染症情報センターに報告する。

また、県感染症情報センターとして収集、分析した患者情報及び病原体情報を感

染症対策に利用し、関係機関との連携・調整を行う。

なお、緊急の場合及び国から対応を求められた場合においては、直接必要な情報を収集するとともに、国及び他の都道府県等とも連携の上、迅速な対応を行う。

4 感染症法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症

(1) 対象とする疑似症の状態

疑似症について、国が定める届出基準を参考とし、当該疑似症の患者と診断される場合とする。

(2) 疑似症定点の選定

疑似症の発生状況を把握するため、県は国要綱に定める基準を踏まえ、関係医師会等の協力を得て、医療機関の中から疑似症定点を選定する。

定点の選定に当たっては、人口及び医療機関の分布等を勘案しつつ、できるだけ県全体の疑似症の発生状況を把握できるよう考慮する。

(3) 実施方法

ア 疑似症定点

疑似症定点として選定された医療機関は、速やかな情報提供を図る趣旨から、国の定める届出基準により、疑似症発生状況を直ちに感染症サーベイランスシステムに入力する。

イ 県保健所

① 県保健所は、疑似症定点が感染症サーベイランスシステムへの入力を実施することができない場合、当該疑似症定点に代わり、疑似症情報を直ちに感染症サーベイランスシステムに入力する。また、対象疑似症についての集団発生その他特記すべき情報についても感染症対策・薬務課及び新潟県感染症情報センターへ報告する。

② 県保健所は、疑似症の発生状況を把握し、市町村、感染症指定医療機関その他の関係医療機関、医師会、教育委員会等の関係機関に発生状況を提供し連携を図る。

ウ 県感染症情報センター

県感染症情報センターは、県保健所管内の疑似症情報について、県保健所等からの情報の入力済み報告があり次第、登録情報の確認を行う。

また、県保健所管内の疑似症情報を収集、分析するとともに、その結果を週報等として公表される県内情報、全国情報と併せて、保健所等の関係機関に提供・公開する。

エ 県基幹感染症情報センター

県基幹感染症情報センターは、県内全域の疑似症情報を収集、分析するとともに、その結果を週報等として公表される全国情報と併せて、県感染症情報センター、市

感染症情報センター等の関係機関に提供・公開する。

オ 感染症対策・薬務課

感染症対策・薬務課は、県感染症情報センターとして収集、分析した疑似症情報を感染症対策に利用し、関係機関との連携・調整を行う。

なお、緊急の場合及び国から対応を求められた場合においては、直接必要な情報を収集するとともに、国及び他の都道府県等とも連携の上、迅速な対応を行う。

5 緊急独自サーベイランス

県は、本実施要綱に定めのない事項について、緊急な対応が必要であると認められる場合は、必要な調査及び検査を実施するものとする。また、県感染症情報センター長は、実施した調査の結果等について、新潟県感染症サーベイランス委員会に報告する。

6 積極的疫学調査に基づく感染症発生状況等の把握

県保健所長は、法施行規則第8条に規定する場合又は次の(1)に掲げる事例が発生した場合は、法第15条第1項の規定に基づく積極的疫学調査を実施する。県保健所長は、その調査結果を県感染症情報センターに送付する。

(1) 調査・報告対象

ア 五類感染症に係る感染症発生動向調査において通常と異なる流行が起こっていると認められる場合

イ 学校、幼稚園、福祉施設、企業等の集団において、感染症の集団発生の報告があった場合

ウ 医療機関等から、既知の感染症であるが今までと異なる症状や重症の感染症の発生がある場合

エ 原因不明の感染症の発生の報告を受け感染拡大の可能性が疑われる場合

オ 医療機関内で院内感染が発生し、医療機関から原因調査、拡大防止等の協力を求められた場合

カ 県保健所長、県感染症情報センター長が必要と認めた場合

(2) 病原体等検査

県保健所長は、積極的疫学調査において、原因となった病原体の検索、感染源調査及び患者及び接触者の感染状況の把握のための検体の検査が必要である場合は、検査を担当する保健所、あるいは保健環境科学研究所へ協力を依頼する。保健環境科学研究所において検査が困難な病原体等については、必要に応じて国立感染症研究所に検査を依頼する。

(3) 情報の還元

報告を受けた県感染症情報センターは、感染症にかかる事象の発生状況や、積極的疫学調査の一環として実施した検査の結果等について、週報やホームページ等を通

じ県保健所や医療機関等関係機関へ還元する。

7 その他

感染症発生動向調査のために取り扱うこととなった検体等については、感染症の発生及びまん延防止策の構築、公衆衛生の向上のために使用されるものであり、それ以外の目的に用いてはならない。また、検体採取の際には、その使用目的について説明の上、できるだけ、本人等に同意をとることが望ましい。なお、上記に掲げる目的以外の研究に使用する場合は、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」等の別に定める規定に従い行うものとする。

第6 その他

本実施要綱に定める事項以外の内容については、国要綱に定めるもののほか、関係機関が協議して定めることとする。

第7 実施時期

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

この要綱の一部改正は、平成30年3月8日から施行する。

この要綱の一部改正は、令和元年12月5日から施行する。

この要綱の一部改正は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱の一部改正は、令和4年10月31日から施行する。